# あなたの声をお聞かせください

# 県立西宮病院•市立中央病院

# 統合再編基本計画(案)を策定

## 《統合新病院<sub>(以下、新病院)</sub>の概要》

### ★運営形態、整備場所など

運営形態は県立県営とし、整備費および運営費の一部を市が負担します。整備場所は、アサヒビール西宮工場跡地(津門大塚町)とし、令和7 (2025) 年度の開院を目指します

#### ★高度急性期・急性期医療の提供

地域の医療機関との役割分担や連携を強化し、高度急性期・急性期医療を担う中核的な医療機関として必要な機能の充実を図ります

#### ★救急医療の充実、先進医療への対応

救命救急センターの設置など救急医療体制のさらなる充実を図るとともに、今後進展が期待されるゲノム医療や再生医療など先進医療への対応に取り組みます

#### ★災害に強い病院の整備

大地震など大規模災害に対応するため、屋上へリポートの整備や免震 構造の採用など災害拠点病院としての機能強化を図ります

#### ★診療機能の充実

増加する医療需要に対応するため、両病院の診療機能 (32診療科) について継続して医療を提供するとともに、新たな診療科を設置し、 診療機能の充実を図ります

このほか基本計画(案)には、「中央病院の機能継承についての考え方」 「両病院の跡地利用の方向性」 なども掲載しています 市と県は、高齢化の進展に伴う医療需要の増加などの課題に対応し、市内の医療環境の向上を図るため、今年1月に県立西宮病院と市立中央病院の統合再編について正式合意となる基本協定を締結しました。

このたび、新病院の基本方針や病床規模、診療機能などを定めた「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画(案)」(以下、基本計画(案))を策定しましたので、皆さんの意見をお聞かせください。

問 市立中央病院 (0798・64・1515)

# 意見募集 パブリックコメントを実施

県と市は、基本計画(案)への意見を募集します。

案は12月17日から県立西宮病院、市立中央病院、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションなどで募集期間中に配布するほか、中央病院のホームページ(http://www.hospital-nishinomiya.jp/)からダウンロードできます。

いただいた意見は県・市の見解とともに公表します(個人情報を除く)。 電話での意見の受付や個別回答は行いません。

【応募方法】案への意見、住所、氏名、電話番号を書いたものをメールまたは郵送(必着)で県病院局企画課(〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10-1⊠byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp)へ

【募集期間】12月17日~来年1月16日

【担当課】県病院局企画課(078・341・7711)

## 中央病院は、統合まで現病院で診療を続けます

令和7(2025)年度に予定されている新病院の開院まで、中央病院はこれまでの診療機能を維持します。中央病院がもつ電子カルテなどの診療情報は新病院に継承されますので、引き続き安心して中央病院で受診してください。

# 利用者の負担を軽減

# 高額医療•高額介護合算制度

高額医療・高額介護合算制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。医療費・介護サービス費の1年間の自己負担額を世帯単位で合計し、限度額=右表参照=を超えた分を支給します。

ただし、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護(予防)サービス費および高額介護予防サービス費相当事業費として支給された分は、 合算の対象になりません。

支給を受けるためには、計算期間〔平成30年(2018年)8月1日~ 令和元年(2019年)7月31日〕の最終日に加入していた医療保険、ま たは介護保険に対して申請する必要があります。

計算期間を通じて本市の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険に加入していた対象者には、申請書を送付します。それ以外の人は、計算期間中に加入していた医療保険・介護保険へお問い合わせください。

#### 申請書 発送時期

- ▶ 国民健康保険の人⇒来年1月以降
- ▶ 後期高齢者医療制度の人⇒来年3月以降

※申請期間は、計算期間の最終日の翌日から2年間です ※各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションでは受付していませんのでご注意ください

#### 高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額(年額)

◆ 被用者保険(勤め先の健康保 険)または国民健康保険に加 入している70歳~74歳の人	所得区分	限度額	
	現役並み所得Ⅲ	212万円	
	現役並み所得 Ⅱ	141万円	
	現役並み所得 I	67万円	
◆ 後期高齢者医療制度に加入 している人	一般	56万円	
	低所得Ⅱ	31万円	
	低所得 I	19万円	
	所得区分 (収入の目安)	限度額	
◆ 被用者保険(勤め先の健康保 険)または国民健康保険に加 入している70歳未満の人	年収約1160万円~	212万円	
	年収約770万円~1160万円	141万円	
	年収約370万円~770万円	67万円	
	~年収約370万円	60万円	

住民税非課税世帯

34万円

※世帯内で異なる医療保険に加入している場合は、合算の対象外

#### ≪高額介護合算療養費の支給申請について≫

▶国民健康保険の人

問

- …国民健康保険課(0798・35・3120)
- ▶後期高齢者医療制度の人

···高齢者医療保険課(0798・35・3154)

≪高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の 支給申請、介護保険の自己負担額証明書について≫ 介護保険課(0798・35・3048)

参加者募集

# 学ぶ·支える·実践する **認知症・介護予防**

# シニアサポート提供会員募集 登録説明会を開催

西宮市シニアサポート提供会員の登録説明会を開催します。

この事業は、シニア世代相互の助け合いによる有償(活動費は1時間500円)のボランティア活動です。提供会員として掃除や草取り、話し相手など、65歳以上の人のちょっとしたことをお手伝いしませんか。月1回でも活動できます。参加費無料。

問合せは西宮市シニアサポートセンター(0798・67・0630)へ。

**【日時】**12月17日(火)午前10時半~

明 【会場】市役所東館8階

【対象】おおむね60歳以上の人

認知症チェックシートの 配布・西宮いきいき体操 体験会も行います! ぜひご参加ください! 介護予防のためには、定期的な運動や、さまざまな活動への社会参加が 重要です。市では、認知症や介護予防の取組を行っています。ぜひご参加 ください。 問地域共生推進課(0798・35・3286)

# 認知症について正しく理解しよう サポーター養成講座を開催

認知症サポーター養成講座を開催します=下表参照。定員あり。受講料無料。認知症サポーターとは、特別なことをするのではなく、認知症の人やその家族をあたたかい目で見守る応援者です。地域のつどい場で高齢者の人と話すことも認知症サポーターの重要な役割となっています。

申込方法など詳しくは社会福祉協議会(0798・23・1140)へ。

開催日	時間	会場
来年1月27日(月)	午後1時半から	□ープ西宮北□食彩館 組合員集会室 (アクタ西宮東館3階)
来年2月1日(土)	午前10時から	職員会館3階
来年3月4日(水)	午前10時から	鳴尾支所

※受講後に「認知症サポーター」の証としてオレンジリングを渡します